平成２３年（フ）第７７４号
千葉県松戸市三ケ月1385番地
債務者　佐茂　教子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１３号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目５番24号
債務者　山田　和成
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６１４号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目５番24号
債務者　山田　浩子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９４号
北九州市小倉北区馬借２丁目６番11―3302号
債務者　盆子原秀和
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９９号
北九州市小倉南区南方１丁目５番29号
債務者　山田　茂夫
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２６号
北九州市若松区畠田１丁目４番７号
債務者　大石　好江
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２８号
北九州市門司区大里東４丁目１番29号
債務者　樫山　美絵
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９５１号
北九州市八幡西区紅梅４丁目１番27―404号
債務者　金元　和男
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９５２号
北九州市八幡西区紅梅４丁目１番27―404号
債務者　金元眞由美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９６１号
北九州市八幡東区天神町６番１―101号
債務者　相澤　雅史
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６２０号
愛知県あま市七宝町下之森屋敷８番地　Ｇｒｅｅｎ　Ｆｉｅｌｄ下之森202号
債務者　山下　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７２０号
名古屋市中区新栄１丁目８番10号　ラ・レジダンス・ド・ノーブル506号
債務者　島津　秀幸
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８５号
茨城県土浦市乙戸南３丁目13番18号ブライトガーデン南Ｃ101
債務者　渡部　絵里
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４１号
埼玉県羽生市大字上手子林695番地１
債務者　大橋　秀夫
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７７号
埼玉県熊谷市円光１丁目11番47号
債務者　野口　由次
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１６３号
千葉市若葉区みつわ台１丁目27番１号　エコガーデンＢ―205号
債務者　松崎　和男
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３９号
千葉県船橋市金杉４丁目20番17号　サニーハイツ３号
債務者　内田惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５０号
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目24番地３　ゆりの木コーポ201号
債務者　永山　正法
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係